大野市介護予防・日常生活支援総合事業
指定通所型（予防給付相当・A型）サービス
運営規程

（事業の目的）

第１条　福井県民生活協同組合が開設する県民せいきょう大野きらめき（以下「事業所」という。）が行う大野市介護予防・日常生活支援総合事業における通所型（通所介護相当・A型）サービスの事業（以下「事業」という。）は、要支援状態等の利用者に対しその利用者が可能な限りその居宅において、要支援状態等の維持若しくは改善を図り、又は要介護状態となることを予防し、自立した日常生活を営むことができるよう、生活全般にわたる支援を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すことを目的とする。

（運営の方針）

第２条　利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。

２　事業の実施に当たっては、地域との結びつきを重視し、大野市、地域包括支援センター、他のサービス事業者、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。

３　通所型（通所介護相当・A型）サービスの提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、関係機関への情報の提供を行う。

４　前各項のほか、福井市が定める基準及びその他の関係法令等の内容を遵守し、事業を実施するものとする。

５　事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。

６　指定通所介護の提供にあたっては、介護保険法第 118 条の２第１項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。

（事業の運営）

第３条　通所型（通所介護相当・A型）サービスの提供に当たっては、事業所の従業者によってのみ行うものとし、第三者への委託は行わないものとする。

（事業所の名称等）

第４条　事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

（１）名　称　　県民せいきょう　大野きらめきデイサービス

（２）所在地　　大野市天神町３番２１号

（従業者の職種、員数及び職務の内容）

第５条　事業所における従業者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

（１）管理者　１名（常勤）

管理者は、従事者及び業務の実施状況の把握その他業務の管理を一元的に行うとともに、通所型（通所介護相当・Ａ型）サービスの実施に関し、事業所の従事者に対し遵守すべき事項についての指揮命令を行う。

（２）生活相談員　１名以上

生活相談員は、利用者及び利用者の家族の必要な相談に応じるとともに、適切なサービスが提供されるよう事業所内のサービスの調整や他のサービス事業者、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者等との連携を行う。※Ａ型サービスでは配置されない。

（３）看護職員　１名以上

看護職員は、利用者の健康管理及び看護を行うとともに、事業所における衛生管理等の業務を行う。

※Ａ型サービスについては 10 人以下の場合配置されない。

（４）介護職員（従事者）　１名以上

介護職員（従事者）は、利用者の必要な日常生活上の支援等を行う。

（５）機能訓練指導員　１名以上

機能訓練指導員は、利用者が心身の状況に応じて自立した日常生活を営むのに必要な機能の維持又は向上のための機能訓練を行う。

※Ａ型サービスでは配置されない。

（営業日及び営業時間）

第６条　事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

（１）　営業日

月曜日から土曜日とする。ただし、１２月３１日から１月３日までを除く。

※Ａ型サービスについては、水曜日、金曜日とする

（２）営業時間　午前８時３０分から午後５時３０分までとする。

（３）サービス提供時間

①通所介護相当

イ）サービス提供時間帯　午前８時３０分から午後０時３０分（原則）

ロ）サービス提供時間帯　午前８時３０分から午後５時３０分

※機能維持向上等が必要な方は、状況に応じて、従来通りの１日利用　　もご相談に応じます。

②A 型サービス

イ）　サービス提供時間帯　午前８時３０分から午後０時３０分（午前中のみ.３時間程度）

（通所型（通所介護相当・サービスＡ型）サービスの利用定員）

第７条　事業所の利用定員は、下記の通りとする。

①　通所介護相当サービス　　定員１８名

サービスＡ型　　定員５名

（通所型（通所介護相当・Ａ型）サービスの内容）

第８条　通所型（通所介護相当・Ａ型）サービスの内容は、次に掲げるもののうち必要と認められるサービスを行うものとする。

（１）入浴サービス

（２）食事提供

（３）生活指導（相談・援助等）

（４）機能訓練

（５）健康チェック

（６）送迎

（７）体操、レクリエーション、閉じこもり予防など、自立支援に資する活動

※通所介護相当サービスのサービス内容は日常生活の支援、健康チェック、レクリエーション、機能訓練等。

※Ａ型サービスのサービス内容は簡単な体操、レクリエーション、交流等で、食事提供、身体介護を含まない。

（利用料等）

第９条　通所介護相当サービスを提供した場合の利用料の額は、「大野市介護予防・日常生活支援総合事業第一号訪問事業及び第一号通所事業に要する費用の額等を定める要綱」の額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、利用者から本人負担分の支払いを受けるものとする。

２　次に掲げる項目について、重要事項説明書に掲載の料金により支払いをうける。

（１）　食事代　（※サービスＡについては食事提供を行なわない。）

（２）　キャンセル代

（３）　教養娯楽費やおむつ等の費用

（４）　その他、通所型（通所介護相当・サービスＡ）において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用

３　その他、通所型（通所介護相当・Ａ型）サービスにおいて提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用については実費を徴収する。

４　前４項の利用料等の支払を受けたときは、利用料とその他の費用（個別の費用ごとに区分）について記載した領収書を交付する。

５　通所型（通所介護相当・Ａ型）サービスの提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、利用料並びにその他の費用の内容及び金額に関し事前に文書で説明

した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

６　費用を変更する場合には、あらかじめ、前項と同様に利用者又はその家族に対し事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

（通常の事業の実施地域）

第１０条　通常の事業の実施地域は、大野市（和泉地区を除く）の区域とする。

（衛生管理等）

第１１条　利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じるものとする。

（サービス利用に当たっての留意事項）

第１２条　利用者は通所型（通所介護相当・A型）サービスの提供を受ける際には、医師の診断や日常生活上の留意事項、利用当日の健康状態等を従事者に連絡し、心身の状況に応じたサービスの提供を受けるよう留意する。

（緊急時等における対応方法）

第１３条　通所型（通所介護相当・A型）サービスのサービス提供を行っているときに利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講じるとともに、管理者に報告する。主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講じるものとする。

２　利用者に対するは通所型（通所介護相当・A型）サービスのサービス提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る地域包括支援センター等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。

３　利用者に対するは通所型（通所介護相当・A 型）サービスのサービス提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

（非常災害対策）

第１４条　非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等の災害に対処するための計画を作成し、防火管理者または火気・消防等についての責任者を定め、年 2 回以上、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

２　事業所は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとする。

（苦情処理）

第１５条　通所型（通所介護相当・A型）サービスのサービス提供に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じるものとする。

２　事業所は、提供した通所型（通所介護相当・A型）サービスに関し、法第２３条の規

定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

3　事業所は、提供した通所型（通所介護相当・A型）サービスに係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

（個人情報の保護）

第１６条　事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

2　事業所が得た利用者の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。

3　従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持するものとする。

4　従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とするものとする。

（身体拘束に関する事項）

第１７条　　事業所は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、入居者に対する身体的拘束その他の行動を制限する行為を行わない。

2　やむを得ず前項の身体拘束を行う場合には、身体拘束の内容、目的、緊急やむを得ない理由、拘束の時間、時間帯、期間等を記載した説明書、経過観察記録、検討記録等の記録を整備すること。

3　身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。

4　介護職員その他の従業員に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的に開催すること。

5　利用者及びその家族からの苦情処理体制を整備すること

（虐待防止に関する事項）

第１８条　事業者は、利用者の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するため、次の措置を講ずるものとする。

(1)　事業所における虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができる。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

(2)　事業所における虐待防止のための指針を整備すること。

(3)　事業所において従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的（年 1 回以上）に

開催すること。

(4)　前３号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

2　事業者は、サービス提供中に、従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町に通報するものとする。

（ハラスメント対策の強化）

第１９条　事業者は、適切な指定通所介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動または優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

（業務継続計画の策定等）

第２０条　事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定小規模多機能型居宅介護の提供を継続的に実施するための、および異常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

２　事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施する。

３　事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

（従業者の健康管理）

第２１条　事業者は、従業者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行うものとする。

（感染症の予防及びまん延の防止のための措置）

第２２条　事業者は、事業所において感染症が発生し、またはまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

(1)　当該事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を概ね６月に１回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図るものとする。

(2)　当該事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。

(3)　当該事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延のための研修（年１回以上）及び訓練（年１回以上）を定期的に実施する。

（その他運営に関する留意事項）

第２３条　事業所は、従業者の資質向上のために研修の機会を次ぎの通り設けるものとする。

（１） 採用時研修　採用後３ヶ月以内
（２） 継続研修　年２回

２　事業所は、通所型（通所介護相当・Ａ型）サービスに関する記録を整備し、サービスを提供した日から５年間保存するものとする。

３　この規程に定める事項のほか、運営について必要がある場合は、介護保険法とその他関係法令に準ずるほか、この規定の趣旨・目的に反しない範囲で別に定めることとする。

（事業の廃止又は休止の届出及び便宜の提供）

第２４条　事業所は、事業を廃止し、又は休止しようとするとこは、その廃止又は休止の日の一月前までに、次に掲げる事項を福井市へ届け出なければならない。

（１）廃止し、又は休止しようとする年月日
（２）廃止し、又は休止しようとする理由
（３）現に通所型（通所介護相当・Ａ型）サービスのサービスを受けている者に対する措置
（４）休止しようとする場合にあっては、休止の予定期間

附　則

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

平成 30 年　4 月　1 日　一部変更
令和　2 年　4 月　1 日　一部変更
令和　3 年　4 月　1 日　一部変更
令和　4 年 11 月　1 日　一部変更
令和　6 年　4 月　1 日　一部変更

県民せいきょう大野きらめき デイサービス　運営規程

（事業の目的）

第１条　　この規程は、福井県民生活協同組合が開設する指定地域密着型通所介護事業所（以下「事業所」という。）指定地域密着型通所介護事業が行う（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の生活相談員及び看護師、准看護師等の看護職員、介護職員、機能訓練指導員（以下「介護従業者」という。）が、要介護状態にある高齢者等に対し、適正な指定通所介護サービス（以下「通所介護サービス」という。）を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第２条　　事業所の指定地域密着型通所介護従業者は、要介護状態の心身の特性を踏まえて、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、さらに利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びにその家族の身体的、精神的負担の軽減を図るために、必要な日常生活上の世話及び機能訓練等の介護その他必要な援助を行う。

２　　利用者の人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスを提供する。

３　　事業の実施にあたっては、関係市町、地域の保健・医療・福祉サービスの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

４　　生協組合員や地域住民のボランタリーな活動と連携した生協らしい活動をすすめる。

５　　事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。

６　　指定通所介護の提供にあたっては、介護保険法第１１８条の２第１項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。

（事業所の名称等）

第３条　事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

（１）　名称　　県民せいきょう大野きらめきデイサービス

（２）　所在地　福井県大野市天神町３番２１号

（職員の職種、員数、及び職務内容）

第４条　事業所に勤務する通所介護従事者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

（１）管理者　１名(併設事業所の管理者と生活相談員を兼務)

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を行う。

（２）生活相談員　２名以上(規定数に基づく)

生活相談員は、事業所に対する指定地域密着型通所介護の利用の申し込みに係る調整、他の指定地域密着型通所介護に対する相談助言及び技術指導を行い、また他の従業者と協力して通所介護計画の作成等を行う。

（３）介護職員　３名以上(規定数に基づく)

介護職員は、必要な日常生活上の世話を行う。

利用者の状況により、増員することができるものとする。

（４）看護職員　　２名以上(規定数に基づく)

看護職員は、利用者の健康チェック等、看護の業務を行う。

（５）機能訓練指導員　２名以上(規定数に基づく)
機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練指導、助言を行う。

（営業日及び営業時間）

第５条　事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。
ただし、本事業所が特別に定めた場合はこの限りではない。

（１）　営業日　月曜日～土曜日までとする。
（２）　定休日　日曜日、１２月３１日から１月３日
（３）　営業時間　８時３０分から１７時３０分までとする。ただし時間延長サービス体制が対応可能なものとする。

（指定地域密着型通所介護の利用定員）

第６条　事業所の利用定員は、以下の通りとする。

（１）　月曜日～土曜日　１日　18 名

（指定地域密着型通所介護の内容）

第７条　通所介護サービスの内容は、次のとおりとする。

（１）　生活相談
（２）　機能訓練
（３）　入浴サービス
（４）　食事サービス
（５）　送迎サービス
（６）　レクリエーション

（指定地域密着型通所介護の利用料等及び支払いの方法）

第８条　介護サービスを受ける時に支払う金額は、介護サービスに要した費用に、別途介護保険負担割合証に記された割合を乗じた金額とする。ただし、介護保険料の滞納等がある場合、(給付額減額措置)にはこの限りではない。

２　当事業所が定める「通常の事業の実施地域」を超えて居住する利用者に対して送迎を実施した場合、その地域が国の定める中山間地域等であるときは、所定単位数の５％を加算する。

３　次に掲げる項目について、重要事項説明書に掲載の料金により支払いをうける。

（１）食事代（昼食代・飲料・菓子など）
（２）キャンセル代
（３）教養娯楽費やおむつ等の費用
（４）延長利用料
（５）その他、通所型（予防給付相当・サービスＡ）において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用

４　第３項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する文書に署名（記名押印）をうけるものとする。

（通常の事業の実施地域）

第９条 通常の事業の実施地域は、下記に示す地域以外の大野市とする。

（和泉地区）

※この地域に関しては、相談により対応することとする。

（サービス利用にあたっての留意事項）

第１０条　利用者は通所介護サービスの提供を受ける際に、次の事項について留意するものとする。

（１）　サービスの利用にあたっては、医師の診断や日常生活上の留意事項、利用当日の健康状態を職員に連絡し、心身の状況に応じたサービスの提供を受けるよう留意する。

（２）　従業者は、通所介護サービスの提供にあたっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行う。

（緊急時等における対応方法）

第１１条　　通所介護従業者等は、通所介護サービスを提供中に、利用者の病状等に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

（非常災害対策）

第１２条　　非常災害が発生した場合、従業者は利用者の避難等適切な措置を講ずる。また、管理者は、日常的に具体的な対処方法、避難経路及び協力機関等との連携方法を確認し、災害時には非難等の指揮をとる。

２　　非常災害に備え、定期的に地域の協力機関等と連携を図り避難訓練を行う。

３　　非常災害訓練においては地域住民の参加が得られるよう連携に努める。

（地域との連携等）

第１３条　通所介護サービスの事業運営に当たっては、地域住民またはその自発的な活動等との連携及び協力を行うなど、地域との交流を図るものとする。

２　　当事業所の行う指定地域密着型通所介護を地域に開かれたサービスとし、サービスの質の確保を図ることを目的として、運営推進会議を設置する。

３　　運営推進会議の開催は、概ね６ヶ月に１回以上とする。

４　　運営推進会議のメンバーは、利用者、利用者家族、地域住民の代表者、福井市の担当職員もしくは事業所が所在する地域を管轄する地域包括支援センターの職員、及び指定地域密着型通所介護について知見を有する者とする。

５　　会議の内容は、事業所のサービス内容・活動等の報告及び利用者に対して適切なサービスが行なわれているかの確認、地域との意見交換・交流等とする。

６　　運営推進会議の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表する。

（サービス提供困難時の対応）

第１４条　　事業所は、当該事業所の実施地域等を勘案し、自ら適切な通所介護サービスを提供することが困難であると認めた場合には、居宅介護支援事業所に連絡を行い、又は適当な事業者を紹介することとする。

（指定地域密着型通所介護の利用契約）

第１５条　　事業所は、指定地域密着型通所介護サービスの提供の開始にあたり、利用者及び家族等に対して指定地域密着型通所介護サービス利用契約書の内容に関する説明を行った上で、利用者又はその家族等と利用契約を締結するものとする。ただし緊急を要すると管理者が認める場合にあっては、利用契約の締結はサービスの開始後でも差し支えないものとする。

（衛生管理及び指定地域密着型通所介護従業者等の健康管理等）

第１６条　事業所は、指定地域密着型通所介護サービスに使用する施設や備品を清潔に保持し、定期的な消毒を施す等、常に衛生管理に十分留意するものとする。

２　　事業所は、指定地域密着型通所介護従業者に対し感染症等に関する基礎知識の習得に努めるとともに、年１回以上の健康診断を受診させるものとする。

（秘密保持等）

第１７条　指定地域密着型通所介護従業者は、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持する。

２　　事業者は、指定地域密着型通所介護従業者であった者に、業務上知り得た利用者または家族の秘密を保持させるため、通所介護従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、指定地域密着型通所介護従業者との雇用契約の内容とする。

（身体拘束に関する事項）

第１８条　事業所は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、入居者に対する身体的拘束その他の行動を制限する行為を行わない。

２　　やむを得ず前項の身体拘束を行う場合には、身体拘束の内容、目的、緊急やむを得ない理由、拘束の時間、時間帯、期間等を記載した説明書、経過観察記録、検討記録等の記録を整備すること。

３　　身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。

４　　介護職員その他の従業員に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的に開催すること。

５　　利用者及びその家族からの苦情処理体制を整備すること

（虐待防止に関する事項）

第１９条　事業者は、利用者の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するため、次の措置を講ずるものとする。

（１）事業所における虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができる。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

（２）事業所における虐待防止のための指針を整備すること。

（３）事業所において従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的（年１回以上）に開催すること。

（４）前３号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

２　事業者は、サービス提供中に、従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町に通報するものとする。

（ハラスメント対策の強化）

第２０条　事業者は、適切な指定地域密着型通所介護事業の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動または優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

（業務継続計画の策定等）

第２１条　事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定地域密着型通所介護事業の提供を継続的に実施するための、および異常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

２　事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施する。

３　事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

（感染症の予防及びまん延の防止のための措置）

第２２条　事業者は、事業所において感染症が発生し、またはまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

（１）当該事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を概ね６月に１回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図るものとする。

（２）当該事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。

（３）当該事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延のための研修（年１回以上）及び訓練（年１回以上）を定期的に実施する。

（指定地域密着型通所介護計画書の作成等）

第２３条　事業所は、居宅サービス計画書が作成されている場合はその計画に基づいて、利用者の心身機能の状態に応じた当該サービスの指定地域密着型通所介護計画（以下「通所介護計画」という。）を作成し、利用者、家族に説明し、同意を得るとともに当該通所介護計画を利用者に交付する。

２　事業所は、通所介護計画に記載されたサービスを実施し、継続的なサービスの管理、評価を行うものとする。

（サービスの提供記録）

第２４条　指定地域密着型通所介護従業者は、通所介護サービスを提供した際には、その提供日及び内容、通所介護サービスについて、介護保険法第 41 条第 6 項または法第 53 条第 5 項の規定により利用者に代わって支払いを受ける保険給付の額、その他必要な記録をサービス提供記録書に記載するものとする。

（苦情処理）

第２５条　管理者は、提供した通所介護サービスに関する利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、担当職員を２名置き解決に向けて調査を実施し、改善の措置を講じ、利用者及び家族に説明するものとする。

２　利用者の苦情に関して、市町、国民健康保険団体連合会から質問・調査がある場合は協力するとともに、指導・助言がある場合は必要な改善を行う。

（損害賠償）

第２６条　事業所は、利用者に対する通所介護サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

２　本事業の実施にあたり損害賠償保険に加入するものとする。

（研修について）

第２７条　事業所は、全ての指定地域密着型通所介護（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第８条第２項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。また、指定地域密着型通所介護の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、業務体制を整備する。

（１）　採用時研修　採用後１か月以内

（２）　継続研修　年２回以上

（記録の保存）

第２８条　施設および設備構造、従業者並びに会計に関する諸記録を整備するとともに、利用者に対する指定地域密着型通所介護計画、具体的なサービス内容等の記録、市町への通知に係る記録、苦情や事故に関する記録を整備し、その完結の日から５年間保存するものとする。

（その他運営についての留意事項）

第２９条　指定地域密着型通所介護従業者等は、その勤務中常に身分を証明する証票を携行し、利用者から求められたときは、これを提示するものとする。

２　この規程の定める事項の他、運営に関する重要事項は、本組合が定めるものとする。

附則

この規程は、この規程は、平成２１年４月２０日より施行する。

平成２４年　４月　１日　一部改正
平成２４年１１月２１日　一部改定
平成２６年　１月　１日　一部改定
平成２７年　６月　１日　一部改定
平成２９年　４月　１日　一部変更
令和元年　　６月　１日　一部変更
令和３年　　４月　１日　一部変更
令和６年　　４月　１日　一部変更

平成２４年　６月　１日　一部改定
平成２４年１２月　１日　一部改定
平成２７年　４月　１日　一部改定
平成２７年１１月１５日　一部変更
平成３０年　４月　１日　一部変更
令和　２年　４月　１日　一部変更
令和　４年１１月　１日　一部変更